

# 四半期報告書

(第98期第2四半期)

自 平成25年7月1日

至 平成25年9月30日

**PIOLAX**

**株式会社 パイオラックス**

横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) ライツプランの内容	5
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(6) 大株主の状況	5
(7) 議決権の状況	6
2 役員等の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期連結財務諸表	8
(1) 四半期連結貸借対照表	9
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	10
四半期連結損益計算書	10
四半期連結包括利益計算書	11
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	12
2 その他	16
第二部 提出会社の保証会社等の情報	17

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【四半期会計期間】	第98期第2四半期（自平成25年7月1日至平成25年9月30日）
【会社名】	株式会社パイオラックス
【英訳名】	PIOLAX, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 幸彦
【本店の所在の場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	045（731）1211
【事務連絡者氏名】	経営管理部経理グループリーダー 郷原 慎一
【最寄りの連絡場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【電話番号】	045（731）1211
【事務連絡者氏名】	経営管理部経理グループリーダー 郷原 慎一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第97期 第2四半期連結 累計期間	第98期 第2四半期連結 累計期間	第97期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高（百万円）	25,243	26,340	48,476
経常利益（百万円）	3,501	3,857	5,776
四半期（当期）純利益（百万円）	2,279	2,792	3,757
四半期包括利益又は包括利益 （百万円）	2,126	4,684	5,710
純資産額（百万円）	51,000	59,096	54,345
総資産額（百万円）	60,567	70,221	64,109
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	183.23	224.47	302.05
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	83.45	82.81	83.95
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	3,389	3,875	7,220
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△2,026	△3,596	△4,150
務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△115	△71	△258
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	13,351	15,255	15,049

回次	第97期 第2四半期連結 会計期間	第98期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成24年 7月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 7月1日 至平成25年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	86.52	116.82

- （注） 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、新政権の金融緩和等の各種政策による期待から、景気回復の兆しが見えてまいりましたが、中国経済の減速、米国金融政策の動向等、景気の先行き不透明な状況が続いております。当社グループの主要なお取引先である自動車業界につきましては、エコカー補助金終了等による国内生産の減少により、国内生産台数は4,743千台と前年同期比3.4%の減少となりました。このような需要環境のもと当社グループといたしましては、お取引先からのニーズを確実に捕捉し、グローバルに拡販活動を継続的に推進した結果、連結売上高は26,340百万円と、前期比1,097百万円(4.3%)の増収となりました。

一方利益面におきましては、増収効果に加え、より一層の合理化を推進いたしました結果、連結営業利益は3,420百万円(前期比8.5%増)、連結経常利益は3,857百万円(前期比10.2%増)、連結四半期純利益は2,792百万円(前期比22.5%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### (自動車関連等)

グローバルに拡販活動を積極的に推進した結果、売上高は24,745百万円(前期比3.8%増)となりました。一方利益面においては、増収効果に加え収益改善活動を推進したことにより、営業利益は3,696百万円(前期比6.7%増)となりました。

#### (医療機器)

新製品の売上が順調に伸びた結果、売上高は1,594百万円(前期比13.5%増)となり、増収および経費節減効果から、営業利益は91百万円(前期比896.3%増)となりました。

財政状態は、次のとおりであります。

当第2四半期末の資産合計は、現金及び預金、受取手形及び売掛金、有形固定資産の増加等により6,111百万円増加し、70,221百万円となりました。

負債合計は、買掛金の増加等により1,361百万円増加し、11,125百万円となりました。

純資産合計は、利益剰余金、為替換算調整勘定の増加等により4,750百万円増加し、59,096百万円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、税金等調整前四半期純利益4,192百万円および減価償却費1,357百万円等の収入要因に対し、売上債権の増加1,490百万円および有形固定資産の取得による支出2,525百万円等の支出要因の結果、前連結会計年度末と比較して206百万円(1.4%)増加し、当第2四半期連結会計期間末には15,255百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益、減価償却費および法人税等の支払額等により3,875百万円の収入(前年同期比14.3%増)となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出等により3,596百万円の支出(前年同期比77.5%増)となりました。

なお、営業活動により得られたキャッシュ・フローと投資活動により使用したキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、279百万円となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額等により71百万円の支出(前年同期比38.1%減)となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

#### ①基本方針の内容

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、提案に応じるか否かの判断については、最終的には当社株式を保有する株主の皆様が判断に委ねられるべきものであり、これらを一概に否定すべきではないと考えております。しかしながら、株式市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為が強行されることもあります。当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者が、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える利害関係者(ステークホルダー)との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる意向を有する者であることが、株主共同の利益に資すると考えております。従いまして、当社は、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な株式の大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

#### ②基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様が当社の株式に中長期的に投資していただくため、当社の企業価値および株主共同の利益を向上させる目的で、「経営の基本方針」、「中長期的な経営戦略」および「コーポレート・ガバナンスの取組み」の施策、を実行しております。当社は、これらの施策を通して企業価値および株主共同の利益を向上させ、ひいては当社の株式の価値に適正に反映されていくことが株主からの負託に応える経営の基本課題であると認識しております。

当社における会社の支配に関する基本方針は、上記の目的を達成するために、短期的利益だけを求めるような濫用的買収等の対象とされにくい株式会社を構築することを目指すものであります。

#### ③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本対応策」といいます。)は、当社株式の大規模買付行為(注)が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付行為を行う者(以下「大規模買付者」といいます。)との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始するというものです。本対応策は、平成19年10月29日開催の取締役会において導入を決議し、平成24年6月27日開催の定時株主総会において継続の承認を得ております。

(注) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。)

本対応策の概要は以下の通りです。

##### イ. 特別委員会の設置

当社は、本対応策の具体的運用が適正に行われること、ならびに当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の客観性、公正さおよび合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置しております。

##### ロ. 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本対応策に従う旨の「買付意向表明書」をご提出いただきます。当該買付意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定める手続きを遵守する旨および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供していただく必要情報(以下「本必要情報」といいます。)を大規模買付者に交付します。

##### ハ. 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、①対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、または、②上記①以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間および対抗措置発動の適否の判断をする期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、または後記「c. 株主総会における決議」に記載された株主総会で対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

## ニ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### a. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。

### b. 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合には、当社は原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、本対応策に定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。

### c. 株主総会における決議

当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、特別委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、具体的対抗措置の発動に関する議案を付議するものとなります。

## ホ. 本対応策の有効期間、廃止および変更

本対応策の有効期間は平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしております。ただし、本対応策はかかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとなります。

## ④上記③の取組みについての取締役会の判断および判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が「会社の支配に関する基本方針について」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 本対応策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ. 本対応策は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもったものです。

ハ. 本対応策は、有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとなります。さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされており、そのため、本対応策は、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっております。

ニ. 当社は、本対応策における対抗措置の発動、または修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として特別委員会を設置しております。そのため、本対応策の運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっており、特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い委員により構成されております。さらに、特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができます。

ホ. 本対応策は、前記「③ニ. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

ヘ. 本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本対応策はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

## (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、353百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	45,790,000
計	45,790,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年11月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	13,084,700	13,084,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	13,084,700	13,084,700	—	—

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成25年7月1日～ 平成25年9月30日	—	13,084,700	—	2,960	—	2,571

##### (6)【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(株)佐賀鉄工所	神奈川県藤沢市高谷129番3号	2,015	15.40
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック フアンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ) (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,050	8.02
(有)みふじ	横浜市戸塚区品濃町536番4号 中央街区B棟1906号	716	5.47
パイオラックス取引先持株会	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地	408	3.12
加藤 一彦	横浜市保土ヶ谷区	385	2.94
加藤 千江子	横浜市保土ヶ谷区	382	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	363	2.78
パイオラックス従業員持株会	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地	348	2.66
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ インタリニツク オポチュニテイズ フアンド (常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	308	2.35
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	274	2.09
計	—	6,252	47.78

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。  
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株) (信託口) 285千株



(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 243,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 12,838,800	128,388	—
単元未満株式	普通株式 2,900	—	—
発行済株式総数	13,084,700	—	—
総株主の議決権	—	128,388	—

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社 パイオラックス	横浜市保土ヶ谷区 岩井町51番地	243,000	—	243,000	1.86
計	—	243,000	—	243,000	1.86

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	14,881	15,933
受取手形及び売掛金	10,626	12,507
有価証券	187	187
商品及び製品	3,264	3,086
仕掛品	1,245	1,393
原材料及び貯蔵品	1,341	1,396
その他	2,077	2,318
貸倒引当金	△38	△43
流動資産合計	33,584	36,780
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,398	4,743
機械装置及び運搬具（純額）	5,438	6,499
工具、器具及び備品（純額）	1,369	1,736
土地	4,722	4,827
リース資産（純額）	80	75
建設仮勘定	1,497	1,643
有形固定資産合計	17,507	19,525
無形固定資産		
のれん	※1 0	※1 9
その他	608	725
無形固定資産合計	609	734
投資その他の資産		
投資有価証券	11,281	12,002
その他	1,126	1,177
貸倒引当金	△0	△0
投資その他の資産合計	12,408	13,180
固定資産合計	30,524	33,441
資産合計	64,109	70,221

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,127	2,669
短期借入金	625	642
未払法人税等	882	1,263
賞与引当金	730	743
引当金	74	73
その他	2,829	3,092
流動負債合計	7,271	8,484
固定負債		
引当金	113	165
資産除去債務	18	18
その他	2,360	2,456
固定負債合計	2,492	2,641
負債合計	9,763	11,125
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,960	2,960
資本剰余金	2,696	2,696
利益剰余金	49,325	51,776
自己株式	△710	△710
株主資本合計	54,273	56,723
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	863	1,005
為替換算調整勘定	△1,314	422
その他の包括利益累計額合計	△451	1,427
少数株主持分	523	944
純資産合計	54,345	59,096
負債純資産合計	64,109	70,221

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
売上高	25,243	26,340
売上原価	18,483	19,009
売上総利益	6,759	7,331
販売費及び一般管理費	※1 3,607	※1 3,910
営業利益	3,151	3,420
営業外収益		
受取利息	13	15
受取配当金	13	15
持分法による投資利益	294	309
その他	83	122
営業外収益合計	404	463
営業外費用		
支払利息	11	2
固定資産廃棄損	8	6
為替差損	22	—
貸貸収入原価	4	5
その他	7	11
営業外費用合計	54	26
経常利益	3,501	3,857
特別利益		
受取補償金	—	※2 334
特別利益合計	—	334
税金等調整前四半期純利益	3,501	4,192
法人税等	1,187	1,380
少数株主損益調整前四半期純利益	2,314	2,811
少数株主利益	35	19
四半期純利益	2,279	2,792

【四半期連結包括利益計算書】  
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,314	2,811
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△170	69
為替換算調整勘定	102	1,555
持分法適用会社に対する持分相当額	△119	248
その他の包括利益合計	△187	1,873
四半期包括利益	2,126	4,684
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,083	4,671
少数株主に係る四半期包括利益	43	13

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,501	4,192
減価償却費	1,288	1,357
負ののれん償却額	△0	—
のれん償却額	—	0
持分法による投資損益 (△は益)	△294	△309
デリバティブ評価損益 (△は益)	△18	△26
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	14	48
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	12
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5	△1
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	△2	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	12	△0
受取利息及び受取配当金	△27	△31
支払利息	11	2
固定資産廃棄損	8	6
売上債権の増減額 (△は増加)	△294	△1,490
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△67	354
仕入債務の増減額 (△は減少)	△314	673
その他	291	△27
小計	4,106	4,760
利息及び配当金の受取額	69	86
利息の支払額	△11	△2
法人税等の支払額	△774	△968
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,389	3,875
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△845
有形固定資産の取得による支出	△1,819	△2,525
有形固定資産の売却による収入	9	15
無形固定資産の取得による支出	△207	△137
投資有価証券の取得による支出	△1	△102
その他	△6	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,026	△3,596
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	164	—
借入金の返済による支出	△47	△77
少数株主からの払込みによる収入	12	384
自己株式の取得による支出	—	△0
配当金の支払額	△224	△352
少数株主への配当金の支払額	△12	△17
その他	△8	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△115	△71
現金及び現金同等物に係る換算差額	22	△1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,270	206
現金及び現金同等物の期首残高	12,080	15,049
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 13,351	※1 15,255

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 固定負債である負ののれんと相殺した差額を記載しております。

なお、相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年9月30日)
のれん	2百万円	10百万円
負ののれん	2百万円	1百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費と一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
給与手当	1,014百万円	1,125百万円
荷造発送費	959百万円	890百万円
賞与引当金繰入額	216百万円	224百万円
減価償却費	158百万円	132百万円
退職給付引当金繰入額	4百万円	15百万円

※2 受取補償金は、福島第一原子力発電所事故に伴い発生した当社所有の金型の代替品製造等に関する損害について、当社が当該金型を貸与していた外注業者が東京電力㈱から受け取った和解金のうち、損害額の当社負担に応じた受取額であります。



(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	13,183百万円	15,933百万円
預金期間が3ヶ月を超える定期預金	△20百万円	△865百万円
有価証券勘定	187百万円	187百万円
現金及び現金同等物	13,351百万円	15,255百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	224	17.50	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年10月22日 取締役会	普通株式	224	17.50	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

II 当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	353	27.50	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	288	22.50	平成25年9月30日	平成25年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高			
外部顧客に対する売上高	23,838	1,404	25,243
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	23,838	1,404	25,243
セグメント利益	3,465	9	3,474

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,474
全社費用(注)	△341
セグメント間取引消去	25
その他の調整額	△6
連結損益計算書の営業利益	3,151

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
重要な該当事項はありません。

II 当第2四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	自動車関連等	医療機器	合計
売上高			
外部顧客に対する売上高	24,745	1,594	26,340
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—
計	24,745	1,594	26,340
セグメント利益	3,696	91	3,788

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の  
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,788
全社費用(注)	△386
セグメント間取引消去	24
その他の調整額	△5
連結損益計算書の営業利益	3,420

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
重要な該当事項はありません。

(金融商品関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(企業結合等関係)

重要な該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	183.23円	224.47円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	2,279	2,792
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,279	2,792
期中平均株式数(千株)	12,438	12,438

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成25年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・288百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・22円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成25年12月2日

(注) 平成25年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払を行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月 8日

株式会社パイオラックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 志村 さやか 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷口 公一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイオラックスの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイオラックス及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月8日
【会社名】	株式会社パイオラックス
【英訳名】	PIOLAX, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島津 幸彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	横浜市保土ヶ谷区岩井町51番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長島津幸彦は、当社の第98期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。